

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	特定非営利活動促進法施行条例				
条 例 番 号	平成10年神奈川県条例第37号	法 規 集	第4編第1章第1節		
所 管 室 課	政策局政策部NPO協働推進課				
条 例 の 概 要	知事が所轄する特定非営利活動法人に関し、特定非営利活動促進法の施行に係る必要事項を規定している。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、特定非営利活動促進法第9条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関して、同法が条例で定めることとしている認証や認定等の申請等に必要な事項や特定非営利活動法人が同法に基づいた運営を行う際の要件を定めたものであり、必須の条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	特定非営利活動促進法第10条第1項の認証、同法第44条第1項の認定等に係る手続及び特定非営利活動法人の運営のための手続が規定されており、市民が行う自由な社会貢献活動の促進に有効に機能している。			平成30年11月末日現在 ・認証法人数：1,498法人 ・認定法人数：44法人 ・特例認定法人数：2法人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例は、特定非営利活動促進法の施行に当たって必要な手続を明確かつ簡素に規定しており、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわランドデザイン」に基づき県が進める「NPOの自立的活動に向けた支援と多様な主体による協働の推進」に寄与するものであり、県の基本方針に適合したものである。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				